

令和7年9月10日

各位

社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会
会長 平松 志津江
(公印省略)

寺田西校区社協の不適切会計処理に関する問題への対応について（報告）

標記の件については、当該校区社協に対し、令和6年に過去からの不適切な会計処理の指摘と助成金の返還命令を行い、助成金の返還以後は、組織の再生と再発防止に取り組んできました。

現在も、前校区社協会長の本城隆志氏が原告として、市、市社協、校区社協を被告として訴えた民事訴訟の対応を行っているところです。

以下に、これまでの経過（抜粋）をご報告いたします。

記

1. 経過（抜粋 ※令和7年9月8日現在）

No.	日付	項目	内容
1	R6.5.27	助成金返還命令	・市社協が2,869,519円の補助金交付取消及び返還命令を行い、寺田西校区社協(本城隆志 会長)から5/31に返還
2	R6.6～	組織再生・再発防止	・市社協が再発防止策公表、法務体制強化(弁護士顧問契約) ・校区社協組織再生のための協議
3	7.12	寺田校区社協幹事会	・本城会長(当時)の辞職申出を承認
4	9.13	寺田西校区社協総会	・決算報告、事業計画予算、役員選任他(新会長に飯田薫氏)
5	10.25	訴状送達	・本城氏がNo.1の返還命令等を不服とし、民事訴訟を提起 ・原告(本城氏)、被告(城陽市、市社協、寺田西校区社協)
6	12.11	第1回口頭弁論	・原告、被告代理人等出廷(関係者傍聴)
7	R7.2.3	第1回弁論準備	・原告、被告代理人等出廷(関係者傍聴)
8	3.26	第2回弁論準備	・原告代理人、被告代理人等出廷(関係者傍聴)
9	5.22	第3回弁論準備	・原告、被告代理人等出廷(関係者傍聴)
10	6.27	反訴提起	・市社協(反訴原告)から本城氏(反诉被告)に対し損害賠償請求
11	7.4	第4回弁論準備	・原告代理人、被告代理人等出廷(関係者傍聴)
12	9.8	第5回弁論準備	・原告、被告代理人等出廷(関係者傍聴)
13	11.17	第6回弁論準備	・10:30～京都地裁にて予定

上記のとおり、民事訴訟については弁護士に委任し、法的に適切な対応を行っています。訴訟の長期化が懸念されますが、引き続き適正かつ毅然と対処してまいります。

なお、本会は、原告の訴訟提起自体が不法行為であると考えており、原告に対し、令和7年6月27日付で反訴（被告から原告に対する損害賠償請求）を提起しております。反訴を通じて審理の効率化に努めるとともに、本会の対応の正当性をより強く主張してまいります。